

○群馬県警察過積載管理業務実施要領の制定について（例規通達）

平成6年5月9日群本例規第22号（交指）警察本部長

改正

平成13年3月群本例規第5号（務）
平成15年3月群本例規第7号（務）
平成15年12月群本例規第42号（情管）
平成19年7月群本例規第21号（交指）
平成21年9月群本例規第29号（務）
平成22年3月群本例規第6号（務）
平成23年2月群本例規第5号（総企）
平成23年6月群本例規第26号（情管）
平成27年3月群本例規第8号（総企）
平成28年3月群本例規第5号（務）
平成29年3月群本例規第4号（交企）

群馬県警察過積載管理業務実施要領を別添のとおり制定し、平成6年5月10日から施行することとしたから、適切な運用に努められたい。

別添

群馬県警察過積載管理業務実施要領

第1 趣旨

この要領は、群馬県警察過積載管理業務における過積載管理ファイル登録及び出力情報の活用に係る業務の円滑な実施を図るため、必要な事項を定めるものとする。

第2 システムの基本構成

群馬県警察過積載管理業務は、交通部交通指導課（以下「交通指導課」という。）、各隊（交通部交通機動隊、交通部高速道路交通警察隊及び地域部地域課鉄道警察隊（以下「鉄道警察隊」という。）をいう。以下同じ。）及び各警察署の端末装置と接続している警務部情報管理課の汎用電子計算機により運用される過積載管理システム（以下「県システム」という。）並びにこれと接続する警察庁過積載管理システム（以下「警察庁システム」という。）から構成される。

第3 県システムの業務内容

1 登録

(1) 登録対象

登録は、次に掲げる事項について行う。

ア 過積載事実に関する登録

過積載事実登録は、通行指示・応急措置報告書に基づいて行う。このほか、過積載事実修正登録、過積載事実削除登録を行う。

イ 指示・使用制限に関する登録

指示・使用制限登録は、指示、使用制限命令に基づいて行う。このほか、指示・使用制限修正登録、指示・使用制限削除登録を行う。

ウ 再発防止命令に関する登録

再発防止命令登録は、再発防止命令に基づいて行う。このほか、再発防止命令修正登録、再発防止命令削除登録を行う。

(2) 登録の種類、意義、登録事項等

交通指導課及び各隊並びに警察署から過積載管理ファイルに登録する登録の種類、意義、登録事項等は、別表1のとおりとする。

2 照会

(1) 照会は、車両の過積載歴、使用者に対する指示歴及び車両の使用制限歴並びに荷主等に対する下命歴に関する登録データの内容について行うことができるものとする。

(2) 照会の種類、意義及び入力事項

交通指導課及び各隊並びに警察署から過積載管理ファイルへの照会の種類、意義及び入力事

項は、別表2のとおりとする。

3 回答

前記2の(2)に示す照会が行われたときは、過積載管理ファイルを検索し、車両の過積載歴、使用者に対する指示歴及び車両の使用制限歴並びに荷主等に対する下命歴について回答するものとする。

第4 使用コード

県システムに使用するコードは、別表3のとおりとする。

第5 出力情報の活用等

出力情報は、次により効果的な活用等を図るものとする。

1 指示・使用制限命令該当情報

使用者に対する指示及び車両の使用制限命令の基準に該当しているかどうかを把握し、迅速、的確な処理を図る。

2 再発防止命令該当情報

荷主等に対する再発防止命令の基準に該当しているかどうかを把握し、迅速、的確な処理を図る。

3 その他の出力情報

前記のほか、効果的な過積載対策を迅速かつ適正に推進する上で必要な情報の活用を図る。

第6 取扱責任者等の指定

1 取扱責任者

取扱責任者は、本部においては交通指導課次席及び各隊の副隊長（鉄道警察隊にあっては、隊長）とし、警察署においては交通課長とする。

2 取扱補助者

取扱補助者は、取扱責任者が指定した者をもって充てる。

3 取扱責任者等の任務

(1) 取扱責任者の任務

取扱責任者は、登録の正確性の確保、情報の保護、関係書類の保管等について総括的な指導及び調整に当たるものとする。

(2) 取扱補助者の任務

取扱補助者は、取扱責任者を補佐し、登録情報の審査及び登録業務に当たるものとする。

第7 安全管理

情報の取扱いに当たっては、群馬県警察ワイドエリアネットワークの運営に関する訓令（平成23年群馬県警察本部訓令甲第10号）及び群馬県警察照会センター設置運営要綱の制定について（平成19年群本例規第37号）に基づき、安全性の確保に努めること。

第8 登録データの保存期間

過積載事実登録、指示・使用制限登録及び再発防止命令登録の各データの保存期間は、それぞれ検挙年月日、指示年月日、使用制限開始年月日及び再発防止命令年月日から起算して5年を経過する日までとする。

第9 運用時間

県システムの運用時間は、群馬県の休日を含める条例（平成元年群馬県条例第16号）に規定する休日を除く日の午前8時30分から午後5時までとする。

別表省略